

令和元年第4回東浦町議会定例会議案(追加分)

令和元年12月4日提出

目 次

議案第59号	東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	1
議案第60号	東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	15
議案第61号	東浦町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について	17
議案第62号	令和元年度東浦町一般会計補正予算（第5号）	別添
議案第63号	令和元年度東浦町水道事業会計補正予算（第2号）	別添
議案第64号	令和元年度東浦町下水道事業会計補正予算（第2号）	別添

議案第 59 号

東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 12 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(東浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 東浦町職員の給与に関する条例(昭和 36 年東浦町条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(勤勉手当) 第 18 条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6 月に支給する場合には 100 分の 92.5、12 月に支給する場合には 100 分の 97.5</u> を乗じて得た額の総額	(勤勉手当) 第 18 条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 92.5</u> を乗じて得た額の総額

(2) 略 3から5まで 略	(2) 略 3から5まで 略
-------------------	-------------------

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表 (一)

職員 の区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	

29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		

67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			

105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第21条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円
	1	132,300	183,600	205,200
	2	133,200	185,100	206,400
	3	134,200	186,600	207,800
	4	135,100	188,000	209,100
	5	136,100	189,200	210,400
	6	137,100	190,700	211,800

7	138,100	192,100	213,200
8	139,100	193,400	214,600
9	139,900	194,800	215,900
10	140,900	195,800	217,500
11	141,900	197,100	219,100
12	143,000	198,200	220,500
13	143,800	199,400	221,700
14	144,800	200,500	223,200
15	145,800	201,600	224,700
16	146,800	202,700	226,000
17	147,900	203,600	226,900
18	149,200	204,700	227,600
19	150,400	205,700	228,500
20	151,600	206,700	229,500
21	152,700	207,600	230,300
22	153,900	208,700	231,800
23	155,100	209,800	233,100
24	156,300	210,800	234,200
25	157,400	211,700	235,600
26	158,900	212,600	236,900
27	160,400	213,300	238,200
28	161,900	214,200	239,500
29	163,300	215,100	240,300
30	164,700	216,300	241,500
31	166,200	217,300	242,800
32	167,700	218,200	243,900
33	169,100	218,800	245,000
34	170,900	220,000	246,200
35	172,700	221,100	247,300
36	174,500	222,300	248,500
37	176,200	222,800	249,800
38	177,900	223,900	250,800
39	179,600	225,100	252,100
40	181,300	226,100	253,400
41	182,800	226,900	254,400
42	184,200	228,100	255,600
43	185,500	229,100	256,500
44	186,900	230,200	257,800

45	188,400	231,300	258,600
46	189,700	232,200	259,600
47	191,100	233,300	260,700
48	192,500	234,300	261,600
49	193,800	235,300	262,800
50	194,900	236,300	263,800
51	196,000	237,300	264,900
52	197,200	238,300	265,600
53	198,300	239,400	266,500
54	199,400	240,400	267,600
55	200,300	241,100	268,800
56	201,400	241,800	270,000
57	202,500	242,700	270,800
58	203,500	243,600	271,800
59	204,500	244,500	272,900
60	205,500	245,200	273,900
61	206,600	246,000	274,900
62	207,500	246,900	276,000
63	208,400	247,800	276,800
64	209,300	248,700	277,900
65	210,000	249,500	278,700
66	210,800	250,300	279,500
67	211,500	251,100	280,300
68	212,300	251,800	281,100
69	212,700	252,500	281,700
70	213,300	253,100	282,500
71	213,600	253,500	283,300
72	214,000	253,900	284,000
73	214,200	254,100	284,800
74	214,600	254,500	285,500
75	215,100	255,000	286,300
76	215,700	255,500	287,100
77	215,900	255,800	287,700
78	216,600	256,200	288,200
79	217,100	256,700	288,700
80	217,600	257,200	289,100
81	218,300	257,500	289,500
82	218,600	257,800	289,900

83	219,200	258,100	290,400
84	219,900	258,400	290,900
85	220,500	258,600	291,300
86	220,900	258,800	291,900
87	221,300	259,100	292,500
88	222,000	259,400	293,100
89	222,500	259,600	293,400
90	223,000	259,800	293,900
91	223,500	260,200	294,400
92	223,900	260,400	294,800
93	224,300	260,700	295,200
94	224,700	261,100	295,700
95	225,100	261,400	296,200
96	225,400	261,700	296,700
97	225,700	261,900	297,000
98	226,200	262,200	297,400
99	226,700	262,400	297,900
100	227,200	262,700	298,400
101	227,600	263,000	298,800
102	228,100	263,200	299,200
103	228,700	263,500	299,500
104	229,300	263,800	299,800
105	229,700	264,000	300,100
106	230,200	264,200	300,500
107	230,500	264,500	300,900
108	230,900	264,700	301,300
109	231,100	265,000	301,600
110	231,500	265,300	302,000
111	232,000	265,600	302,400
112	232,400	265,800	302,700
113	232,600	266,000	302,900
114	233,100	266,300	303,200
115	233,600	266,500	303,500
116	234,100	266,700	303,700
117	234,400	267,000	303,900
118	234,800	267,300	304,200
119	235,200	267,600	304,500
120	235,600	267,900	304,700

	121	236,000	268,100	304,900
	122		268,300	305,200
	123		268,600	305,500
	124		268,900	305,700
	125		269,100	305,900
	126		269,300	306,200
	127		269,600	306,500
	128		269,900	306,700
	129		270,100	306,900
	130		270,300	307,200
	131		270,600	307,500
	132		270,900	307,700
	133		271,100	307,900
	134		271,300	
	135		271,600	
	136		271,900	
	137		272,100	
再任用職員		193,600	204,700	223,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で、町長が定めるものに適用する。

(東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年東浦町条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前												
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)												
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>375,000</td> </tr> <tr> <td>2から7まで</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額(円)	1	375,000	2から7まで	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>374,000</td> </tr> <tr> <td>2から7まで</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額(円)	1	374,000	2から7まで	略
号給	給料月額(円)												
1	375,000												
2から7まで	略												
号給	給料月額(円)												
1	374,000												
2から7まで	略												
2から5まで 略	2から5まで 略												
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)												
第9条 略	第9条 略												
2 特定任期付職員に管理職員特別勤務	2 特定任期付職員に管理職員特別勤務												

<p>手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 8 条の 3 第 1 項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 25 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 130</u>」とあるのは「<u>6 月に支給する場合には 100 分の 167.5、12 月に支給する場合には 100 分の 172.5</u>」とする。</p> <p>3 及び 4 略</p>	<p>手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 8 条の 3 第 1 項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 25 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 130</u>」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」とする。</p> <p>3 及び 4 略</p>
--	--

(東浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 東浦町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(住居手当)</p> <p>第 10 条の 3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 <u>1 万 6,000 円</u> を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（町が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他町長が規則で定める職員を除く。）</p> <p>(2) 第 12 条第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（町が設置する公舎その他町長が規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額 <u>1 万 6,000 円</u> を</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第 10 条の 3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 <u>1 万 2,000 円</u> を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（町が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他町長が規則で定める職員を除く。）</p> <p>(2) 第 12 条第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（町が設置する公舎その他町長が規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額 <u>1 万 2,000 円</u> を</p>

超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして町長が規則で定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万6,000円を控除した額

イ 月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円）を1万1,000円に加算した額

(2) 略

3 第1項各号に規定する住宅が本町の区域内にある場合における前項の規定の適用については、前項第1号ア中「1万6,000円」とあるのは「1万1,000円」と、同号イ中「1万7,000円」とあるのは「1万2,000円」と、「1万1,000円」とあるのは「1万6,000円」とする。

4 略

(勤勉手当)

第18条 略

超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして町長が規則で定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額

イ 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円）を1万1,000円に加算した額

(2) 略

3 第1項各号に規定する住宅が本町の区域内にある場合における前項の規定の適用については、前項第1号ア中「1万2,000円」とあるのは「8,500円」と、同号イ中「1万6,000円」とあるのは「1万2,500円」と、「1万1,000円」とあるのは「1万4,500円」とする。

4 略

(勤勉手当)

第18条 略

<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 95</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3から5まで 略</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100 分の 92.5、12月に支給する場合には100 分の 97.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3から5まで 略</p>
---	--

(東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「第8条の3第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「第8条の3第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p>

<p>(平成 26 年東浦町条例第 25 号) 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 130</u>」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。</p> <p>3 及び 4 略</p>	<p>(平成 26 年東浦町条例第 25 号) 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 130</u>」とあるのは「<u>6 月に支給する場合には 100 分の 167.5、12 月に支給する場合には 100 分の 172.5</u>」とする。</p> <p>3 及び 4 略</p>
---	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条及び第 4 条並びに附則第 4 項及び第 5 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の東浦町職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の東浦町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 第 3 条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の東浦町職員の給与に関する条例第 10 条の 3 の規定により支給されていた住居手当の月額が 2,000 円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（町長が規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、第 3 条の規定による改正後の東浦町職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）第 10 条の 3 の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で町長が規則で定める額。第 2 号において「旧手当額」という。）から 2,000 円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の給与条例第 10 条の 3 第 1 項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の給与条例第 10 条の 3 第 2 項又は第 3 項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 2,000 円を超えることとなる職員

- 5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

提案理由

職員の給与を改めるため提案するものである。

議案第 60 号

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 12 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 41 年東浦町条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等)においては任期が満限に達し、退職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例(昭和 36 年東浦町条例第 2 号)第 17 条第 2 項中「100 分の 130」とあるのは「<u>100 分の 172.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等)においては任期が満限に達し、退職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例(昭和 36 年東浦町条例第 2 号)第 17 条第 2 項中「100 分の 130」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」とする。</p>

第 2 条 東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等)にあつ</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等)にあつ</p>

ては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例(昭和36年東浦町条例第2号)第17条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。

ては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例(昭和36年東浦町条例第2号)第17条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の172.5」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定は、令和元年12月1日から適用する。
- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

議会の議員の期末手当の額を改めるため提案するものである。

議案第 61 号

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 12 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 61 年東浦町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項中「100 分の 130」とあるのは「<u>100 分の 172.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項中「100 分の 130」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」とする。</p>

第 2 条 東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額に、当該給料月額に</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額に、当該給料月額に</p>

<p>100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項中「100 分の 130」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。</p>	<p>100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項中「100 分の 130」とあるのは「<u>100 分の 172.5</u>」とする。</p>
---	---

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の東浦町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和元年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の東浦町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

特別職の職員で常勤のものゝ期末手当の額を改めるため提案するものである。